

食品関係事業者の方へ

営業許可書を 郵送で受け取れます

営業許可書は原則として保健所へ取りに来ていただく必要がありますが、申請者が希望する場合に限り、郵送交付を行います。

※送付先は申請者住所か施設所在地である必要があります。

用意するもの

レターパックプラス

(『お届け先』欄に必要事項を記入したもの)

依頼方法

営業許可申請時に
職員にお申し出ください。

・「レターパックプラス」は郵便局、コンビニエンスストアで購入できます。(一部取り扱っていない店舗もあります。)

ご確認ください!

・レターパックには「**プラス**」(赤色)と「**ライト**」(青色)があります。必ず「**レターパックプラス**」をご準備ください。「**ライト**」では受け付けることができません。

ご記入時の注意点!

☆ご記入が必要な箇所

- ① お届け先の郵便番号
- ② お届け先のご住所、宛名、電話番号

※お届け先のご住所は、申請者住所か施設所在地に限ります、ご了承ください。

注. はがさないで!

配達状況を保健所が確認するために必要です。
はがさずにご提出ください。

① [郵便番号欄]

② [住所・宛名・電話番号欄]

レターパックプラス

種類に間違いはありませんか?

レターパックライト

レターパックライト

ではお受付することはできません。



必ず、レターパックプラスを

ご準備ください。